

令和 6 年度第 1 期財務監査及び行政監査の結果（令和 6 年 12 月 27 日付け）に対する措置

令和 7 年 3 月 28 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<u>道路使用料（道路占用料）について</u>（道路交通部 道路管理課） 道路法第 32 条第 1 項は、道路に工作物等を設け、継続して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない旨規定し、また、道路の占用につき徴収する道路占用料の額及び徴収方法については、同法第 39 条第 2 項の規定に基づく市川市道路占用料条例（以下「条例」という。）において必要な事項が規定されている。 令和 5 年度における道路占用料の収入について調査したところ、条例の改正により令和 5 年 4 月 1 日から道路占用料の単位当たりの額（以下「単価」という。）が改定されているにもかかわらず、改定前の単価に基づいて道路占用料の額を算出し調定を行ったため、本来徴収すべき額よりも少ない額で徴収していた事案が確認された。 道路管理課では、道路占用料の額の算出に当たり、2 つのエクセルシートを用いて自動計算している。1 つは、占用物件の区分に応じた道路占用料の単価を入力した単価シートと、もう 1 つは、当該単価を引用して、許可申請のあった占用物件に応じて面積等を入力すると道路占用料の額が計算される自動計算シートである。 本事案に係る占用物件である看板については、理由不明であるが、単価シートから自動計算するシートに当該単価を引用する設定をせずに、改定前の	指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。 1 算出誤りを予防する仕組みの構築 道路占用料の額の算出に用いるエクセルシートにおける全ての占用物件について、単価シートから自動計算シートに単価を引用する設定とし、また、単価と道路占用料の額のセルには手修正できないよう保護をかけるなどの修正を行った。 また、今後の職員の異動等も考慮し、後任職員が順序立てて正確な事務処理が行えるよう、道路占用料の算定事務に関するマニュアルを作成した。 2 適切にチェックする体制の構築 自動計算シートにより算出された道路占用料の額について、担当者だけのチェックだけではなく、同じグループの職員間で相互にダブルチェックを行うとともに、決裁時に単価表を添付し、管理職も詳細なチェックができる体制とした。 3 データ管理の徹底 道路占用料の額の算出に用いるエクセルシートについて、令和 7 年度分は令和 6 年度分とは分けてデータを作成して保存するようにした。今後も年度ごとに適切なデータを作成して保存するようにする。

1 平方メートル当たりの単価を基に手計算した看板 1 枚当たりの額を直接自動計算シートに入力するという、単純ではあるが、重大な事務誤りによって道路占用料の額に誤りを生じさせたものである。

また、道路管理課では、実際に賦課徴収する道路占用料の額の算出という、重要な財務会計行為の一環をエクセルの自動計算シートで行っているにもかかわらず、これを年度ごとに保存することなく、上書きして使用するという運用をしているため、道路占用料の額に誤りがあった場合等に、その誤りだけでなく、当該年度に行った他の全ての道路占用料の額の算出が正しいものであったかどうかには拡大して検証しようとしてもすることができないという実態となっている。

本事案については、予備監査後に改定後の単価に基づいて道路占用料の額を正しく算出し直し、令和 6 年 8 月 20 日に不足額について調定した上で対象者に請求を行い、同年 9 月 18 日に収納されたが、算出誤りによって本来徴収すべき歳入に不足が生じることは、市に損害を与えることになるとともに、負担の公平性が損なわれることにもなることから、道路占用料の額の算出誤りを予防するための仕組みを構築するとともに、適切なチェックを行うことにより再発防止を徹底されたい。

また、後日においても道路占用料の額の算出の過程を正確に確認し、及び検証することができるよう、年度ごとに計算シートを保存するなど、適切なデータ管理を行われたい。

(市長から通知のあった日：令和 7 年 3 月 25 日)